

第3回グリーンイノベーションWG 議事概要

1. 日時：平成22年4月22日（木）17:00～19:00

2. 場所：永田町合同庁舎7階特別会議室

3. 出席者：

（委員）有村俊秀、安念潤司、飯田哲也、伊藤敏憲、柏木孝夫、澤昭裕、速水亨、松村敏弘、
山崎福寿、早稲田祐美子、相澤光江、大上二三雄、大畑理恵、草刈隆郎

（政府）大塚副大臣、田村大臣政務官

（事務局）松山事務局長、吉田参事官、越智室参事、野村企画官

4. 議事概要：

松山事務局長 それでは、時間になりましたので第3回「グリーンイノベーションWG」を開催させていただきます。

皆様方には御多用中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

まず開会に当たりまして、大塚副大臣からご挨拶をお願いいたします。

大塚副大臣 改めまして、皆さんこんにちは。今日も御多忙の中お集まりいただきまして、ありがとうございました。

第3回ということですが、後ほど私なりに今後の進め方についての御説明もさせていただきますが、引き続き、どうぞよろしくをお願いいたします。

松山事務局長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、田村政務官より今後のWGの検討体制につきまして、皆様にお諮りをさせていただきます。

田村政務官 どうもお疲れ様でございます。

グリーンイノベーションを始めとして3つのWGがございまして、3つとも僭越ながら私が主査を務めさせていただいておりますけれども、やはりそこは委員の皆様のお知恵を結集するという意味合いも含めまして、各WGで私とともに主査になっていただく方をつけて、その方にも一緒に中心になってやっていただきたいと思いますところがございます。

グリーンイノベーションWGでは、草刈分科会長代理あるいは三役である大塚副大臣、枝野大臣とも相談をさせていただいて、もし差し支えなければ山崎委員に主査をお願いしたいと考えているところがございますけれども、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

田村政務官 どうもありがとうございます。

それでは、山崎委員、どうぞよろしくをお願いいたします。

山崎主査 皆さんの御協力をいただき、まとめに入りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

松山事務局長 山崎委員、田村政務官のお隣に席がございますので、そちらにお移りいただき

いと思います。

(山崎主査、主査席へ移動)

松山事務局長 山崎主査、もしあれでしたら、改めて所信表明と申しますか、ごあいさつをお願いいたします。

山崎主査 とんでもありません。結構でございます。

松山事務局長 それでは、議事に入る前に、分科会の進め方についての試案につきまして、大塚副大臣からお願いいたします。

大塚副大臣 既に昨日ライフイノベーションWGに御出席いただいた方には2回目になって恐縮ですが、お付き合いいただきたいと思います。口頭で簡単に申し上げさせていただきますと、今日で3回目になりますが、一応のゴール設定を6月にしている中で、そろそろどんなロードマップを想定してこれからやるかということについて、皆さんと認識を共有させていただきたいということで、私なりにしたためました。

まずこのWGあるいは分科会には、現実的に幾つかの諸条件があるわけでありまして。1点目ですが、時間的に制約がある中で、すべての個別項目について結論に至ることが困難である。これは自明の理であると思っております。

2番目は、この分科会やWG自身には、実は法的な権限があるわけではない中で、どのように現実の動きに結び付けていくかという工夫が求められるということでありまして。ただ、法的に権限がないといっても、例えばライフイノベーションWGで議論したことは、今、私は厚生労働委員会から来たんですけれども、厚生労働委員会で混合診療について相当話が進んでいるらしいですねという質問を受けてきたところなんですけれども、やはり法的な権限はなくても、3番目として、皆様方は総理大臣の任命でこの作業に御協力をいただいているわけでありまして、この分科会やWGのとりまとめや結論に対しては、政府として十分に配慮することになるということも事実であると思っております。

したがって、これら諸条件や制約を踏まえて、6月に向けてどのような着地、シナリオを想定するかということが重要なポイントではないかということで、私見を述べさせていただいております。

まず個別の検討事項については、既に相当の絞り込みを始めていただいているんですが、仮に各WG20個ずつで60個だとしても、方針が決まって実際に決着するというのはどういうことかといえば、WGや分科会の中で皆さんのコンセンサスができて、かつ政治レベルでもその結論を受けてそのようにしましょうという、個別事項でいうと政務間も決着をし、分科会でも決着をしたものがそうなります。ただ、この分科会やWGでは決着をみたものの、政治レベルではそうはいかないということになると問題提起にとどまるわけでありまして。一方、このWGや分科会でも賛否両論で意見が分かれたものは論点整理に至るわけでありまして。どれがどのカテゴリーに入ってくるかというのは、必ずしも今はよくわからない状況であります。

ただ、個別事項に結論を出すことよりも、やはり最初のころから申し上げておりますとおり、この分科会やWGが規制や制度の改革や見直しについて、我が国がその点については相当硬直化している、閉塞感が漂っているわけでありまして、一定のモメンタムを生み出すための何らかの提言

をしていただけるような結論もあり得るだろう。それがこの全体方針に関わるところであります。

私の所管で特区もやっているんですが、規制改革や特区に取り組むという政権や政治サイドの姿勢というのは、徐々に霞が関に浸透してしまっていて、通常は年に2回の特区要望を急遽アディショナルに3月末に集めたんですけれども、3月末に集まったものに対する1次回答というものが、これまでには見られない前向きな回答で、やりますというのが幾つも出てきています。ということは、この分科会もそういうモメンタムを生み出すために、どういう御提言をいただくかということが非常に大きなポイントだと思っております。

今日はグリーンのWGなんですが、親会合全体としては私は3つぐらいの御提言をいただければ大変ありがたいと思っております。あくまで私の試案ですので、そのように受け止めていただきたいと思います。

まず規制や制度の整理の仕方というものを何がしかのメルクマールというか、ベンチマークをお示しいただくということも大きなことだと思っております。例えば一口に規制といっても、目的が何なのかとか、規制というと全部霞が関がやっているように思いがちですが、公益法人がやっていたりあるいは業界団体がやっていたり、その根拠は何なのかということなど、つまり、規制や制度のカテゴリー分けというのが共通のコンセンサスの下で行われていないという問題があります。

今、各省庁に自分たちが関わっている規制の洗い出しと自己評価をやらせてもらっていますので、その作業は後々そういう整理の仕方に何かしら寄与してくると思っております。

2番目は規制・制度のチェック体制です。規制・制度のチェック体制というのは、統一的なシステムがないために、こうやって皆さんに分科会なり、以前は草刈さんに規制改革会議をやっていただいていたわけでありましたが、今後も引き続き規制・制度の見直しは各省庁に委ねるのか、それとも別途の横断的なチェック組織を設けるといったことなのか。場合によっては、この分科会がそういうふうな発展的に進化していくこともあり得ると思うんですが、そのことがあります。

3番目は見直しをするためのルールに係る、プリンシパルだと思います。基本プリンシパルは何なのか。つまり、10年経った規制は必ず見直しのプラットフォームに乗せるのだとか、私が一番重要だと思っておりますのは目的と手段なんです。規制は必ず何か目的のためにやっているわけです。今、各省庁にお願いしている自己評価の中で、それぞれの規制の目的と受益者がだれなのかということをご自己申告してもらおうことにしております。もし役所の自己申告の内容と現実に世の中が受け止めている姿が違えば、既にその規制は存在意義を失うわけでありますので、是非目的と手段との関係を明確にする原則を打ち立てるべきだと思っております。

最後に私なりにもう一つあるのは、ネットベネフィットといいますか、どんな規制でも必ずプラスとマイナスがあるわけで、世の中全体にとってトータルでマイナスであればそんな規制はない方がいいわけでありまして、これを定量的に計測するのは大変難しいのですけれども、つまり、考え方の原則を分科会全体で打ち出していただけるとありがたいと思っております。

各WGは個別の事項について勿論結論を出していただくと同時に、医療、農業、環境はそれぞれ取り扱っている分野の違いとか国民の皆さんの関心の違いによって個性があると思っております。私なりに過去2回ずつの雰囲気を経験させていただいて思いますのは、環境の個別事項はかなり専

門的なものが多いことです。事務方の皆さんに省庁間折衝をしっかりとやっていただいて、結論を出せるものは結構あると思います。これは出せばいいと思います。

ただ、この間、思いつきで申し上げさせていただいたように、例えばスマートコミュニティー、木造ですべての町をつくるウッドコミュニティー、自然エネルギーですべての町のインフラを回していくようなエコエネコミュニティーをつくらうと思ったときに、やってよいと言われたときに一体どういう規制がネックになっているのかということを経験して、例えばスマートコミュニティーをつくるのにいろんな省庁の全部で100の規制があって、これがある限りはパーフェクトなものをつくらうと思ってもつけれないという問題提起をこのWGの提言として総理に答申をしていただく。総理がそれはもっともだ、スマートコミュニティーをつくるために100の規制は完全に取っ払った特区をつくってみよう、わかりましたといって受け取ると、秋以降そのことにつながっていくわけでありませう。木造についてはなぜ学校では使えないのかとか、木の橋はだめなのかとか、いろんなことがあると思いますけれども、そんなことを工夫したらどうかという試案でございます。

最後になりますが、個別事項については、まず事務局の皆さんに各省庁と個別折衝していただいて、そこで決着が付いてしまえば、各省庁がわかった、これをやりましょうと言え、先生方にお手を煩わせる必要はないわけでありませうので、そういうものもあるでしょう。しかし、事務レベルで決着が付かなかったものをWGに上げていただいて、ここでも決着が付かなければ、先ほど申し上げました論点整理にとどまります。しかし、このWGと分科会で合意ができれば問題提起には入っていきます。その上で、政治レベルで省庁間で折衝をして結論が出れば、当然方針決定のところに行くという、イメージとしては大体こういうことだと思っております。

今日の段階ではあくまで私の個人的な試案でございますので、こんなことも少し参考にしていただきながら、進め方については皆さんでお決めにいただければと思います。

どうもありがとうございました。

松山事務局長 ありがとうございました。

今の副大臣の御説明でございますけれども、特に御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

澤委員 今お話の「基本ルール」というのは、極めて重大な問題を提起されています。これはこれで別に反対する原則ではないんですけれども、法律をつくるときの立案過程の問題なのです。今あるものをこの分科会などで、こういう原則で判断していくというのは1つの作業としてできるわけですが、今、国会に提案しようとしているものがこういう形できちり議論されているかどうかということをもっと提起されることになるので、これは簡単ではないというか、実際に法律をつくるときの立案過程、プロセスそのものを決めていく重大な提案になると思うのですが、そこはどうでしょうか。

大塚副大臣 それは私も全く同じ意識でありまして、ただ、6月の段階で例えばそういう御提言をいただくと、その段階ではまだ提言の状態です。しかし、政府としてここで打ち出させていただいた基本プリンシパルを受け入れて来年以降やっていきたいと思いますということになると、来年以降の法律で新しい規制をつくるとなれば、やはりそれを常に意識してつくっていくということになります。現在

やっているものとの不整合というのは、6月の段階では問題にはならないと思います。

澤委員 我々が議論するときには、そういうことも念頭に置きながら議論してほしいというスケールというか、宿題と考えてよろしいのですか。

大塚副大臣 はい。個人的には、現時点ではそうっております。

ただ、サンセットの話も10年の見直しルールを決めたからといって、10年経ったら必ず見直しということではなくて、見直す必要性がなければ別に見直さなくていいわけです。しかし、議論の俎上に乗せるということは必ずやらなくてはいけないことだと思っています。

草刈分科会長代理 今、澤さんがおっしゃったことは、分科会で議論する中でこういうものを進めていこうという話ですね。

大塚副大臣 そうです。

草刈分科会長代理 だから、WGの中ではもっと自由にいろいろ議論していただければいいのではないかと思います。

松山事務局長 それでは、今日はいろいろ議題がございますので、先に進ませていただきます。

大塚副大臣 今日、私はこれで別の会合に移らせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(大塚副大臣退室)

松山事務局長 それでは、次の議題でございますけれども「2. 検討の視点について」でございます。前回もう一度議論しようということでございましたので、修正をいたしております。田村政務官より御説明をお願いいたします。

田村政務官 資料1をごらんいただきたいと思います。

前回のWGの会議で検討の視点につきまして、いろいろと御意見をいただきました。特に成長戦略の観点を加えるべきという大変ごもっともな御意見もちょうだいしておりますので、いろいろな御意見を踏まえて修正をさせていただきました。

大きな変更点は、最初の前書きというか最初の文章の2行目になりますけれども「当WGでは、地球環境問題への対応を図るとともに、環境関連市場の発展および新規創造を促進する」という文章を入れました。

「森林・林業の再生」の項目が5つの項目の真ん中にありますけれども、その後ろに括弧書きで温室効果ガスの吸収作用の保全・強化と書いてあったんですが、議論を矮小化する可能性があるので、括弧書きの部分は取りました。

そんな形でございますが、検討の視点はまさにこのWGでの議論の基本的理念になりますので、もしまた御意見をいただいて修正するとしても、今日御意見をいただいて、それを最後にさせていただきたいと思いますので、何かありましたら、よろしくお願いいたします。

松山事務局長 検討の視点につきましては、既に委員の皆様方からメール等で御意見をいただいているところでございますけれども、もし何かございましたら、お願いいたします。

相澤委員 済みません。非常につまらないかもしれないんですけども「環境関連市場の発展および新規創造」というのは、同じ言葉を繰り返しているという感じがします。市場の新たな創出と

いう趣旨だと思うので、そんな言葉に変えていただいた方がいいと思います。新規と創造というのは同じ意味です。

松山事務局長 確かに多少ダブっています。

田村政務官 イメージとしては、新規分野の創造みたいなイメージなんですね。

吉田参事官 当初の案には新規市場の創造と書いてあったのですが、八田委員から既に市場もあるので、その発展と新しい市場を創ると書いた方がいいのではないかとということで、新規市場みたいな趣旨で御修正いただきました。

相澤委員 意味はよくわかるのですが、日本語的に余りよくないと思います。

吉田参事官 「新規市場の創造」とさせていただくことでいかがでしょうか。

松山事務局長 それでよろしいでしょうか。

相澤委員 はい。

松山事務局長 それでは、そうさせていただきます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。「3. 検討テーマの論点整理について」に入らせていただきます。

まず資料の御確認をお願いします。

資料2でございますが、前回までにいただきましたテーマを含めまして、中期的検討項目につきましては下に整理いたしまして、それ以外のもの、当面検討すべきものにつきまして新たに番号をつけ直してございます。

それから、と のスマートメータの関係ですけれども、わかりやすいように表題を少し修正させていただきました。

今回は16個のテーマがございますけれども、これが当面の検討テーマという整理でございます。

資料3ですけれども、これまで委員の皆さんからいただきました御意見の一番多い分野、重視されているテーマということで、本日御議論いただきたいと思っております5つのテーマの個別シートでございます。これは第1回、第2回でもご覧いただきました資料を整理し直ただけでございます。

また、補足資料といたしまして、前回もお配りいたしましたけれども、それらの項目に対する各省からの回答を添付してございます。

資料4は各項目の対処方針シートと書いてございますけれども、4月30日に第2回の分科会が予定されておりますが、分科会に対しまして当WGとしての報告をしていただくわけですけれども、そのときの様式ということで、本日は空欄になっておりますけれども、4月29日の集中審議のときに、今日の御議論を踏まえまして、先ほど資料2にございました16個の項目について整理をした文章をこの中に埋め込んだものを配付させていただく予定でございます。

そういうことでありまして、5つのテーマを本日御議論いただきますので、平均いたしますと20分程度でございます。

審議の進め方でございますけれども、検討に当たっての論点等を整理させていただくために、まず手短かに事務局から、議論のポイントを簡単に説明させていただきます。その上で、対処方針をど

うという方向で作成すべきかということをお審議いただければと思います。

それでは、まず最初に再生可能エネルギーの導入促進について御審議を願いたいと思います。事務局より、御説明いたします。

事務局 簡単に御説明させていただきます。

各省の回答として、林野庁からは、森林保全とのバランスを踏まえる必要があるということ。環境省からは、環境保全のために慎重かつ個別の判断が必要ではあるものの、地熱に関しては事業計画は許可していきたい。あるいは自然公園についてはガイドラインを作成中といった回答が出てきております。

これを踏まえると、個別に判断をしますということですので、まずは環境省や林野庁に積極的に認めていきますという方針を打ち出させていただくことが最も重要だと思っております。

もう一点、風力発電に係る許可に関して、一般電気事業者は公益性が高いからといったような理由で、例えば森林では許可が要らないとか、自然公園では眺望等にそんなに厳しい制限がかからないといったことがあります。ですが、環境保全という観点から見たときに、風力発電事業者が設置するのと対応が異なるというのはどうなのかと事務局サイドとして思っているのですけれども、風力発電事業自体を公益性が高いとしてしまってよいのかどうかといったところは御議論いただきたいと思っています。

松山事務局長 説明は以上でございます。ここから自由に御議論いただければと思います。

伊藤委員 恐らく規制そのものの問題というよりは、実際の運用上に問題があるように思います。例えば温泉事業者のお話というのは何度も出ていますが、全員一致でなければ認められていないという現状がございます。ですから、恐らくルール化の中ではルールを明確化すれば解決するものが相当あるのではないかと思います。基本的に全会一致というのは極めて大きな制約になっているケースがありますから、常識的でないルールというのは外していく必要があるのではないかと思います。

吉田参事官 事務局からよろしいですか。今の伊藤委員のおっしゃるとおりだと事務局としても思っているのですが、他方で一番省庁間で折衝するときに難しいテーマというのが、まさに運用上でどうにでもなってしまうことについてなのです。環境省の答えが個別に適切に対応しますというのは一番私ども規制改革とするとやりにくいテーマで、ルールを明確化するといったところも、個別ですと言われてしまうと糠に釘みたいになってしまうので、そこら辺はどういうアプローチで環境省さんに検討を迫れるのかというお知恵、戦略も含めて御示唆いただけると、今後環境省と事務レベルまたは政務レベルで折衝する際にレバレッジがあると思っております。現時点ではなかなかないという悩みがございます。

速水委員 環境省の考え方というのは、多分1つは景観です。それから、例えば風力発電だと具体的にその周辺の野生生物に与える影響という2点だと思います。

地熱発電などでも1つは景観の問題、もう一つは、環境省は温泉の方も管理しているので、周辺の温泉業者に対する配慮というものです。

その辺は景観の部分とその他の部分を分けて整理をしてみないとだめなのだろうと思います。景

観の部分は逃れられるようなことがあると思います。

飯田委員 今のことに加えて、更に最近の世論に押されて、環境省は低周波の話も検討を始めているわけです。結局この話は1回目も2回目も私が発言したように、目の前にそれがぶつかっている規制だから、それをつぶそうというモグラたたきアプローチになっている。環境省もそうです。

例えば先ほどの一般電気事業者が設置するときには許可が不要、風力発電事業者も許可が不要ということのを仮にやったとして、その障害がクリアされたからといって、今、具体例で見ると東京電力が伊豆でやっている風力発電事業は県知事以下の反対運動で止まっているわけです。個別のこれが邪魔になっているからそれをつぶそうというアプローチをやっていても、今後大規模電源ではなくて小規模電源ということで数がどんどん増えていくので、地域社会とのぶつかり合いがますます増えていって、むしろ、不幸な出会いがどんどん増えてしまう。それをしっかりとした予防保全的なルールでやる。当初申し上げたゾーニングを本当はやらなければいけなくて、低周波の話は科学的には99%はただの騒音だと言われているので、それは民家の近くでなければほとんどはクリアできます。

それから、野鳥の話も実は風力発電よりも自動車の方がはるかにリスクは高いし、送電線の方がリスクは高い。ビルの透明なガラスの方が何千倍もリスクが高い。そういうちゃんとしたリスクコミュニケーションをしながら、でも、非常に希少種のところはゾーニングをして保全するんだということをしっかりあらかじめやっておくとか、そういうことをやる必要があると思います。

一般電気事業者ですら今ぶつかっているような障害があるので、やはり虫食いのするのではなくて、一応マッピングした上で、大塚副大臣が出されている、この2か月のタイムスケールでできることは何なのかということのうちで、この部分だけをやっておきましょうと、いわゆるバックキャストイングというか、ゴールはここなんだけれども、この2か月でできるのはここだというマクロな図と、今この2か月でやるのはここだという2つを見据えないと、個別に今ここが問題だということをやっても、問題は悪化する一方だと思います。

松山事務局長 今、飯田委員がおっしゃいましたとおり、私どもも基本的にそのように思っております。結局仕上がりの姿というところは、一番望ましい姿はこうです。その中にゾーニングのことも触れているわけであります。ただ、これも御指摘のとおり、5月、6月でどこまでいけるかの問題がありますので、今回得るべき結論としてはやや個別対応型にならざるを得ないところもあるということだと思えます。

飯田委員 でも、最後の対処方針の書き方のところも、そういうふうに見えるようにしておかないと、多分東京電力が見てもこれではだめだと見てしまうので、風力一般事業者はもっとだめだと思われてしまいます。温泉は温泉でまた違う問題があるわけです。

山崎主査 今の公益性と眺望の話は、議論がおかしいと思います。つまり、電力の安定供給義務が課されているから公益性が高くて、公益性が高いから眺望は犠牲にしてもいいと読めるのです。これはそうですね。違いますか。

事務局 そうです。

山崎主査 それは相当おかしい部分です。つまり、公益性が高かろうが低かろうが眺望に悪いも

のは悪いのです。電力安定供給義務が課されていようがいまいが、眺望にいいか悪いかという問題とは独立だと思います。ですから、そういうロジックで新規参入者を排除する許可を必要とするというのは非常におかしな話だと思います。公益性があるから我慢しなさいというのはとても変な話だと思います。

飯田委員 繰り返し発言して恐縮ですが、私もそこは全く同感で、もう一つ奥があって、日本の国立公園というものは古い慣行からきているので、本来世界的な自然公園というのはもうちょっと生物多様性とか違う価値でゾーニングされているんですが、日本は日光とか観光資源的にゾーニングされているという特殊性があると思います。それがまるっきりだめだとは思わないのですが、その中で美しい景観を守ろうというところはしっかりとゾーニングして、おっしゃるとおり私も一般電気事業者が違う意味の公益性で、確かに送電線などが非常に見にくいケースがあるわけで、そういうものはやり過ぎで、それに合わせるというのはおかしな話だと私も思います。

多分ここでやるのは自然の保全という生物多様性の視点で、本当に守るべきところはどこで、でも、同じ国立公園で一律に線を引いているけれども、ここは別に関係ないみたいな硬直的なところの仕分けと、観光自然的にも本当に美しい景観で、これは電力会社であろうが自衛隊であろうがやはり守らなければいけないみたいなところと、国立公園で景観ゾーンとやっているけれども、全然美しくも何ともなくて、のぼりが立っていて、リフトも立っているようなところを違う観点でどう仕分けられるかということをしっかりやった方がいいと思います。

速水委員 生物多様性に関しては、多分国立公園の最初のスタートは米軍絡みの観光みたいなものがあり始まったものですが、一部そうではないところがあるのですけれども、結果的にその地域は生物多様性が高くなったということは否定し切れないのだろうと思っています。そういう意味では、国立公園の特別保護地域とか幾つかある国立公園のゾーニングの中でどう扱っていくかというのは、新しいゾーニングを考える前に、最初に検討していかなければいけないことなのだろうと思っています。

ただし、国立公園だけの問題ではなくて、多分飯田さんがおっしゃるのはもう少し広い意味で、こういうものに関するゾーニングみたいなものを考えてみたり、住宅街との距離などのお話ではないかと私は理解しました。国立公園に関しては、まず今あるゾーニングを整理して、これとどうくっ付けられるかという話は必要だと思います。

飯田委員 今こういう時代ですので、すべてのデータがGISに落ちているわけです。民家の一軒すら落ちていて、環境省がこの春までにやった再生可能へのポテンシャルデータは、単純に風力発電がここではこれだけとれそうだという物理的なポテンシャル以外に社会的な要素も全部GISに落とし込めるようになっていっています。ですから、テクニカルにはかなりできるということなので、方向性さえ出れば、あとは勿論社会的合意という一番重要なところが残っていますが、本当はでき得るところまできているわけです。それをデンマークなどは20年ぐらい前からやっているわけなので、それはしっかりとした方向性を出して、今回は2か月でできる第一歩というメッセージをしっかりと出していただく方がよいと思います。

澤委員 先ほど吉田さんがおっしゃっていたこと、環境保全のための慎重かつ個別の判断が必要

ということに対して、むしろどうやって、例外禁止みたいな方にもっていくかという戦略を練ってくれということですね。

吉田参事官　そういうお知恵があったらうれしいということです。

澤委員　ゾーニングというのは1つの手ではあるんですけども、すぐにできない中で、もし6月までに今の戦略的なアプローチがあるとしたら何かなのです。

環境省の答えの2つ目に傾斜掘削も含め事業計画は許可していく方針と書いてあるんですけども、1番目と2番目を両方併せて読むと許可するのも裁量で決めようということなんでしょうが、何を言っているのかわからない。許可するのであれば、許可という判断を決めたときの基準があるはずです。そういう基準を省內的に持っているはずだから、それをオープンにしるというふうに明確化していくべきだと思います。個別の判断をする必要があるときの判断基準というのは、どういう判断基準を持っているのかを明らかにせよとまず試してみるのがよいのではないかと思います。今はないが、これからつくるのですというのが風力の技術的ガイドラインに近いのかもしれない。

とりえず地熱発電については、「通知を廃止」というのは、環境省はこれに対し回答がないので、まずどう考えているのかが分からない。となると、事業計画を個別に許可していく方針と言われても、この通知との関係をどう考えているのかという回答をまずは求めなければならない。

松山事務局長　他にいかがでしょうか。

伊藤委員　比較的簡単に議論できるものの中で、今回得べき結論の中あるいは仕上りの姿の中にも示されているのですが、例えば地熱に関して言うならば温泉審議会というとても重要な判断組織があります。ところが、温泉審議会の委員のほとんどは温泉事業者とその関係者によって構成されています。当事者のみの組織になっているのです。当事者に判断させたら、まともな答えが出るはずがない。ですから、これは示されているとおり、少なくとも学識経験者、客観的な判断ができる第三者を一定比率以上その中に含めることといったようなことは、通知の中に必ず入れるべきことだと思います。

それから、これらの検討がずるずると引き延ばされてしまっている事例が多いということも聞きます。ですから、検討が始まってから結論を出すまでの期限について、可能であるなら明確に設定する。ここまでであるならば、恐らく2か月という期間でも十分に可能なのではないかと思います。

恐らくゾーニングは中期的課題としては最も効果的なやり方の1つだと思いますので、これについてはこの内容について検討するということを入れていただきたい。合理的なゾーニングを実施するための検討会でありますとか、もしゾーニングにおいて優先的に設置可能な地域があれば、それは特区という形でも結構なので、できるだけ速やかに設置するといったような方針を打ち出すことであるならば、2か月という期間でも私は十分可能であると考えております。

飯田委員　ちょうど大塚副大臣が冒頭でお話された「分科会決着、政務間未決着」の問題提起でよいと思います。

そういう意味でいうと、もう一つ温泉法の目的の中に再生可能なエネルギーの有効活用というものを入れてはどうか。そういうことは問題提起としてはあってもいいと思います。今おっしゃられた温泉業者の方々というのは、エネルギー活用などをほとんど考えたことがない。法律の目的に入

ると考える機会が増えるので、それが全体としては促されていって、それが今度政府の施策としては法の目的のあるものに手厚い補助金が出るとか、だんだん誘導されていくような流れも出てくるのではないかと思います。

伊藤委員 それから、澤さんがおっしゃられたことの追加でございますけれども、各分野において通知でありますとか、追加的な判断が示されているケースがあるのですが、これを一旦すべて白紙にまで戻せるかどうか分かりませんが、それらの通知についての検証を行っていく必要があると思います。大きな状況の変化が起きているわけでございますから、この中で地熱発電については具体的な項目が示されているわけでございますので、昭和 47 年の通知及び昭和 49 年通知について、どのような判断基準でこのような通知が行われたのか。これについて今後どうする予定があるのかということについて正すということは、ここで十分に可能なことだと思います。

これ以外にどういうものが個別通知で阻害要因になっているかというのは、私がすべての知見を持っているわけではございませんが、これは開発事業者の方々、利用開発を行っていらっしゃる方々に具体的に制約になっているものを洗い出せば出てくる可能性がありますから、それらについて個別に期限を切って、各規制当局に対して判断基準を求めるということで、阻害要因の幾つかについては排除できるのではないかと思います。それも 2 か月という期間でやるのは十分に可能だと思います。

事務局 そうしますと、まず温泉の掘削については、合理的な判断基準を決めてくださいということで、2 番目としまして、先ほど伊藤委員から御指摘がありましたとおり、温泉審議会に学識経験者も入れましょうということ。

もう一点、前回の議論の中で、温泉事業者の同意書を許可条件としているような条例があったりしますので、そこについては条件としないように通知をする。

3 点目ですが、地熱発電に係る過去の自然公園における通知は廃止をしていただきつつ、どういう判断基準で事業計画を個別に認めていくのかということを示してもらおう。併せて許可までの期間をできるだけ明示してもらおうということ。

風力発電に関しましては、今、ガイドラインを作成中ということですので、著しい妨げや支障になる場合とはどのような内容なのかということ、こちらとしても注視していくということだと思っています。

さらに、先ほど飯田委員から御指摘のありましたゾーニングについて検討をするということ。

あと、温泉法の解釈について精査する。

最後の森林法については、何か御意見があればいただきたいと思います。

伊藤委員 1 点確実に言えることは、一般電気事業者と風力開発の専門事業者を分ける理由はありません。これはそのように示すことは、議論として当然なお話だと思います。

澤委員 それと違うことを言うことになるのかもしれないのですが、温泉法も森林法もそうなのですが、すべての法律の保護法益があるはずで、何でもかんでも再生可能エネルギーのた

めにと入れたらよいという問題ではないので、法益と法益の調整をどうするかというポイントです。その観点からの疑問は、今なぜ風力発電事業者に設置が許可されていないのか。それによって守られている法益があるのであれば、それは回答を聞いてみるべきだと思いますし、ないのであれば、それは改正し忘れていたということかもしれない。そこをはっきりさせてほしい。それから判断したいと思います。

もう一つは、温泉地掘削というのは基本的に自治事務だとすると、先ほど伊藤委員がおっしゃっていたように、温泉業者の商売を守るための法律なのか、それとも自然保護が法益なのか、その辺がよく分かりません。温泉法というのは一体何のために存在しているのかということをごちゃと考えるべきです。

吉田参事官 事務局からの確認ですが、一応相手側省庁の回答シートを参考に付けてあって、今の澤委員の御指摘だと4ページ目なんですが、所管省庁は環境省というところの温泉法で、目的のところは規制・制度の概要で、これはまさに大塚副大臣が先ほどおっしゃっていた目的と規制ツールが一致しているかという観点で書いてもらっているところでございます。

その法目的というのは、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止することとなっている。そのためにどうするかということをごちゃと整理となつてございまして、そういう中で皆様からいただいた意見でどう対応できるかということとです。

澤委員 はっきり言えば、温泉事業者の事業を保護する事業法ではないということですね。だから、そういう意味では事業者の同意書を取るというのは、ちょっとやり過ぎというものなので、それはなしにしようという我々が言えば良いと思います。

一方で、安全というか、ぐちゃぐちゃに掘って可燃性天然ガスが出てきて、温泉爆発みたいなことが起こると困るわけです。したがって、事業計画、掘削計画が技術的にしっかりしていることという点については、示してもらいべき判断基準の中で、どういう技術的基準を守ればやっつけかということをごちゃと出してくれということになるのだらうと思います。

伊藤委員 この目的だけを読むと、実際の運用は逆の運用がされている可能性が高いです。というのは、地熱発電の事業は現状では電力会社がやっているわけですがけれども、電力会社に対しては可燃性天然ガスに対する取扱いでありますとか、実際にこの場合は水分が出てくるのですけれども、その中に含まれている有害物質についてはすべて除去して放出するというルールが求められているのです。それは厳格に実施されているのです。

ところが、現実に温泉事業者が排ガスでありますとか、廃液の処理を行っているかということ、恐らくそこまで完璧な処理をしているとはとても思えないのです。だから、現実の運用方法どおりにこれを解釈すると、これは逆行した対応になると思います。可燃性天然ガスでありますとか廃液の処理についてはきちとしたルールが必要だと思いますので、そのルールさえ明確化すれば利用を認めるべきで、本来であるならば解決すべきものだと思います。

それから、今の温泉法の実際の運用がこの法律の目的どおりであるならば、明らかに目的を拡大解釈して、温泉事業者に過度な配慮がなされていると読み取れると思います。

松山事務局長 相当具体的な御示唆をいただきまして、29日には今の御意見を参考にさせていただいて整理をさせていただきます。

それでは、2番目の課題にまいりたいと思います。

松村委員 先ほど伊藤委員が一般電気事業者だけを保護する理由は何もないと指摘した点は、そのとおりだと思います。

この規定だけではなく、一般電気事業者が優遇されているものはほかにもかなりあります、余り小さな問題だと思わないで、ここが突破できるとほかのところにも波及効果が非常に大きいということ認識すべきだと思います。

速水委員 1点だけよろしいでしょうか。風力発電は最近地域の中で反対運動みたいなものが起きているので、その辺をしっかりとチェックしておかなければいけないだろうと。それこそ当分科会・WGで取り上げたら弾みが付いてしまって、地域の反対運動を逆なでするようなことになってくると、ある意味問題が起きてくる可能性が非常に高いということなので、その辺はしっかりとチェックをしておかなければいけないという気がいたします。山崎主査 もう一点だけ済みません。ちょっと余計な心配なのかもしれませんが、科学的に見て合理的な判断をして、温泉の湧出量等に影響を与えないということを前提に許可して、それでもなおかつ温泉が枯渇してしまったという場合については、電力事業者が応分の負担を補償するかそういうことを担保しておくというのは、温泉事業者にとっては安心感を与えるのではないですか。そこまで書き込む必要があるかどうか分かりませんが。

伊藤委員 加えるならば、再評価という検証の仕組みを入れれば更に補完されると思います。ペーパー上の議論と実際に実施をしたら違うということは、往々にしてあることでございます。

山崎主査 実際にやり始めたらいろいろありますね。

伊藤委員 実際に稼働を始めた後に検証を行うという項目をきちっと加えれば問題ないと思います。

柏木委員 今のお考えは私も同じなのですが、規制改革だから勿論推進のための規制緩和というのは重要です。ただ、それと同時に安全性や今やっている事業者の保護とか、過度の保護になることによって推進ができない場合には緩和をするし、あるいは緩和だけではなくて、改革ですから強化も併せてミックスにしないとうまくいかないということだけは明確に認識しておかないと、どんどんやって、やってみたら後で事故があったりということもありますから、やはり両輪だと思います。

松山事務局長 山崎主査が申していることと同じ方向でございますね。

澤委員 事故の方は書いてもよいのですが、今の経済的保障については法的根拠が必要になってくる話だと思うので、そんなに簡単に書くべきものではないと私は思います。むしろ温泉法の可燃性ガスに関する安全性については書いてあるので、たしか温泉の保護というのが目的にあるのですが、物理的保護のようなイメージがあって、経済的な保障までは温泉法でも保護法益ではないと思うので、そこは慎重にやった方がいいと思います。

松山事務局長 それでは、時間も押しておりますので、2番目のスマートメータの促進に関して

御議論いただきたいと思います。同様に事務局から御説明をいたします。

事務局 スマートメータの普及促進に向けた屋外通信（PLC通信）の緩和についてですが、総務省の回答には、ポイントが2つございます。1点目といたしまして、屋外利用は漏えい電波の低減のめどが立っていないということで、他の無線利用にも影響を与える可能性があるという点です。一方、具体的な提案がないという状況であり、提案があれば実現可能性について検討するという回答もいただいています。したがって、屋外利用時の漏えい電波の影響、規制緩和の必要性の2点が論点となると考えられます。

漏えい電波の影響につきましては、既に屋内利用型のPLCの製品は、業界の自主ルールでアマチュア無線の周波数帯域を避けて製品化しております。これによりまして、周波数の重複がありませんので、漏えい電波の影響は生じていない状況でございます。なお、屋外についても技術的な対応は可能であるという意見がございます。

緩和の必要性に関しましては、現制度で屋外利用が認められている低速の周波数帯を使ったかどうかという総務省の回答でしたけれども、技術的な弊害が生じている上に、今後スマートメータが機能拡充をして、双方向の通信を行った場合、データ量の増加等が想定されます。海外製品との競合を勘案すれば、速度が不十分ではないかと考えられます。

したがって、総務省が具体的な要望者から内容を確認し、高速の利用が可能な周波数帯2MHzから30MHzの周波数に関して、アマチュア無線の利用帯域を技術的に避けることを条件にPLCの屋外利用を解禁するとしてはどうかと考えます。以上です。

松山事務局長 併せてお願いします。

事務局 引き続きまして、スマートメータの普及促進に向けた電力メータ選定等に係る消費者の選択肢拡大についてです。

経済産業省からの回答ですけれども、スマートメータをCO₂の削減及びエネルギーの最適利用のための新サービスの創出に係る重要なものとして位置づけており、制度的な課題を幅広く検討するという回答となっております。したがって、スマートメータの普及及び消費者の選択肢拡大に向けた制度環境の整備を行うという方向性は、本WGと一致すると考えます。つきましては、経済産業省の回答に対して、当該対応でよいか、また加えるべき点や改善すべき点はないかというところが論点になるのではないかと考えます。

なお、経済産業省におきましては、前回WGで柏木委員からお話がありましたが、平成22年4月に4地域を指定し、スマートグリッドの大規模な実験に着手するとともに、「資源エネルギー政策の見直しの基本方針（案）」において、スマートメータの開発及び規格の標準化等を推進するとしております。

したがって、本件に係る結論はスマートメータの普及促進の観点から、消費者の選択肢拡大に向けた制度的な課題について、具体的なスケジュールを示し、早期に結論を得るべきであると考えます。以上です。

松山事務局長 2つ御説明させていただきましたけれども、併せて御議論いただければと思います。

伊藤委員 まず P L C についてでございますが、これは技術的に極めて簡単に検証、実証できる話でございます。

それから、お隣の韓国では既にこの分野については開放が行われておりまして、その結果、アマチュア無線短波放送あるいは非常時通信等との間で問題が起きていないということが実証されております。

これについては、実際に諸外国の先例があるわけでございますから、速やかに実証を行う。実証を行った後に、実証の結果に基づいて判断を行うという結論を導き出せばよろしいのではないかと思います。

それから、説得材料の中の最後の部分については、やや追補的に考えていただければよろしいのではないかと思いますのですが、日本製品の国際競争力を高める観点だけではなくて、この分野については海外において今後スマートメータというものの普及拡大が進む分野でございます。国際競争力だけではなくて、日本製品の海外展開を図るという意味でも、もし P L C が認められている地域に対して製品の輸出、あるいは現地での事業開発を行う際においては、日本で実証が行えないわけでございますので、これが阻害要因になり得るわけです。このくだりを加えてはどうかと思います。

もう一点、これは配電線が存在しているところではすべてネットワークの形成が可能なのでございます。それで配電線については、国内フルカバーでございます。ですから、高速通信を国内で早期に実現するという点では、最も確実な方法の 1 つであるということになるかと思っています。この点については、理由の中に追補してもよろしいのではないかと思います。

勿論スマートメータに P L C を 100% 使うということではなくて、今、電力各社の検討の中では P L C も検討材料の 1 つには入っておりますが、無線を使うということも考えておりますので、選択肢を拡大する。

それから、繰り返しになりますが、海外の事業展開を容易にするという意味で、P L C の件については検討を進めるべきであるという方針を打ち出すことが最も的確ではないかと思っております。

柏木委員 今、上位系のものは大体ファイバーが入っているんですね。

伊藤委員 入っています。

柏木委員 ですから、スマートメータと上位系のぎりぎりのファイバーが入ったところまでは無線の方が本当は早い場合があって、そこら辺の事実がどうなっているかというのは、きちっと確認しておかないといけないかもしれないです。今更これを言ってもしょうがないのかもしれないという気がしていますが。

伊藤委員 電気事業者に確認をしたら、無線が進化しているので、これが例えば 5 年前とかに開放されていたら P L C を使っていたと。ところが、現状で開放されたら無線を使うケースの方が多い。

柏木委員 あとはファイバーが入ってしまうからね。

伊藤委員 ですから、P L C を使うものがあるとするなら、無線を飛ばすことが難しい地域については P L C を使うことを検討することになる。

あとは海外です。海外でP L Cが開放されている地域で、スマートメータをP L Cによって制御している地域が実際にあるのです。そういう地域に対して日本の製品、スマートメータ関連製品を輸出する、あるいは現地で事業開発をしようとした場合、これが日本国内で実証できるかどうかというのはとても重要なので、そういう意味でこの点については開放していただければありがたいというお話がございます。

早稲田委員 私もそれはすごく賛成で、携帯電話などもそうなんですけれども、日本だけでグローバルではないものをどんどんつくっても、国際競争力がないというところがありますので、是非海外で問題のないものはなるべく海外展開もできるような形に基準をつくっていただきたいと思っています。

松村委員 すべてもっともだと思います。しかし数年前にこの結論を得た時点で、今、言われた点は既に事実だったわけです。それにもかかわらず、こんな理由で限定的な開放しかなかったわけなので、これだけで本当にうんと言ってくれるかどうか心配です。

山崎主査 政権が変わったのでね。

松村委員 わかりました。

澤委員 これは単にスマートメータとの関係ではなくて、今もう一つ大きな問題点は通信網の開放の話です。この話で、N T T対ソフトバンクみたいなものに巻き込まれないようにしないとね。もしかすると、裏にそういう要望があるのであれば話は全く別ですが。

総務省作成の規制評価シートの規制の概要の中の2番目です。事務局記載になっていますけれども、電力が供給されていれば低コストで通信網を構築できると書いてあります。ここをアリの一穴として、通信網の開放議論でN T Tが開放しないのであれば電力の腰が引けているのではないかと。だから、電力が開放しろという話になりかねないと思います。そういう意見が出ているわけではないのですけれども、その辺は慎重に検討された方がいいと思います。反対ではないんですけれども、違う話まで巻き込まれるとちょっと大変だと思います。それは先ほどの無線の話と同じことです。

伊藤委員 同じですね。

澤委員 もう一つよろしいでしょうか。次の課題についても、経産省の回答が正しいとすれば、スマートメータには計量、検針と付加サービスの2つの役割があって、後者の付加サービスについては、既に現状においても選定・所有・管理の規制が課されているものではないとあるわけです。スマートメータをこれから開放してほしいと言っている人たちは付加サービスに参入したいから言っているとすれば、電力メーターの選定・所有・管理の在り方などの制度的課題について検討するという点については、電力メーターというと計量の部分も入ってしまうので、むしろスマートメータに言い換えるべきだろうと思います。

仮に経産省の回答が正しければ、規制が課されていないと書いてあるので、それをそうだと我々がアクセプトすれば、この課題さえないわけですから、仕上がりの姿がわからなくなってしまいます。ですから、もう一度クラリファイした方がよいと思います。

問題は電力を家の中でどれだけ使っているかという電流の流れだとすれば、その流れのデータの使用権について電力しか見せません、電力の中で隠しておきますということを確認しているような規

制があるとしたら、それは問題だというのは分からぬでもない。しかしそれならば、例えば供給約款の中で電力会社はそのデータは計量のため以外には使いませんとか、使うときにはほかの事業者も一緒に使えるようにしますとか、独禁法的なことで独占的にデータを使えるようにしないとか、そういうふうにするべきだと思います。

どちらかというところはハードに着目され過ぎていて、むしろもっとソフトというか、コンテンツの方の独占権について問題提起をしておくべきではないかと思います。

松山事務局長 経産省からの回答で、確かにクラリファイしなければいけないと思っていますのは、インターフェースの標準化等により、当該機器を活用したサービス提供について云々ということがあるんですけども、インターフェースの問題というのはどれぐらいの技術制約及び先ほど澤さんがおっしゃった法律上の制約というものがあるのか。それは確認をしたいと思います。

澤委員 そうですね。

伊藤委員 恐らく一番重要なのはインターフェースです。インターフェースとプロトコルをどうするかということで、ここの部分だけきちっと設定していただければよいのです。これを電力の独立ルールでやられてしまうと全く入りようがなくなってしまうので、ここの部分だけ明確に規定していただければ、この問題はクリアできると思います。

経産省の回答の中で1つ足りないのは、計量・遠隔検針とあるのですが、実はもう一つ重要なが開閉なのです。そこまでは通信事業の場合でございますと交換機の中に入る部分ですから、ここまでは電気事業者以外にタッチさせてはいけない分野と考えるべきだと思います。計量・遠隔検針、その後ろに開閉も加えないとだめなのです。

澤委員 開閉というのはスイッチの開閉ですか。

伊藤委員 スwitchの開閉です。

松村委員 それは言ってもらったら困ります。例えば今エネルギーのメーターを念頭に置けば、開閉は勿論ですが、最大の電力使用量などもコントロールできるようになっています。コントロールは勿論エネルギーがやっているわけです。この機能も自然にやれば日本でも電力会社がやることになりませんが、電力会社がやらなければならない、電力会社以外にはすべきでないということは絶対にないと思います。地域エネルギー・マネジメント会社が将来できて、このマネジメント会社がやることもあり得るわけです。メーターは電力会社の所有であるということと同じ論理で、使用のコントロールもデータの管理も電力会社の当然の専権であるという議論はまずいと思います。所有と利用・コントロールの問題は分けて考えるべきです。

伊藤委員 それはおっしゃるとおりです。これは多分次の課題だと思います。現行ではそういう組織が存在しておりませんので、恐らく次の電気事業法の改正の中で議論すべきお話だと思います。

松村委員 そうですね。今の法体系では独占なので、そんなことを議論する意味もないのかもしれませんが。既に議論された次世帯エネルギーネットワークの実証プロジェクトの4地域で特区をつくれば、そういう可能性は議論の対象になるはずですが、ここでわざわざ、そこは電力会社の専権であるなどと言う必要はないと思います。それを強く否定するようなことを書く必要があるかどうかはまた別の問題ですが、わざわざ電力会社の専権であるなどと余計なことを書くべきではありません。

ん。

飯田委員 ちょっと前の論点に戻って、今のインターフェースという話なんですけれども、もとのドラフトとか経産省あるいは事務局は計量・検針のところの機能は電力会社は勿論なんです、メーターというハードそのものは選択権を与えるということです。メーターとあとはデータ等々です。その制度的な課題に関して検討するという話が本当の意図だと思っています。

というのは、特に大きな事業所は自己負担ですけれども、家庭は電力会社負担なので、電力会社が最初から計量・検針と付加サービスの機能を持ってデフォルトで付けてしまうと、更にプラスのものを付ける人はいない。うちの家もちょうど先日 10 年経ったので、電力会社が勝手にアナログメーターをつけ替えていったんですけれども、そのところで、うちはグーグルメーターに替えるからその分を引いてとか、そういうところが当初の意図に入っていたのか、入っていないのかということを確認したいです。そうしないと、今、関西電力などもがんがんやっているから、計量・検針と付加サービスをセットで、デフォルトでただで付いていたら、だれも選択する人がいないのではないかと。付加サービスのところを幾ら頑張ってもという心配があるんですけれども、どうなんですか。

澤委員 中身のデータを知りたいのか、メーターのハードを売りたい人たちの規制緩和要望なのかで全然話が違うのです。

飯田委員 そこもくっ付いていて、付加サービスの機能をやるときに計量・検針の機能もセットにした方がユーザーとしては非常にいいですね。

澤委員 ユーザーはね。

松村委員 第一に、今、飯田さんがおっしゃったことは杞憂だと思います。電力会社は全くやりたがっていません。一緒にしたものをやれと言われるのをすごく恐れていて、ばらばらにしたがっていると認識しています。

第 2 に、これをセットにして消費者の選択肢がないという格好にしたとすれば、それは違法だと思います。規制の分野の商品と自由化の分野の商品をパッケージにして売って、抱き合わせ販売をするということに対応するので、それはそもそもできないと思います。

飯田委員 杞憂であればいいんですけれどもね。

吉田参事官 事務局から補足いたしますと、これは国民の声で上がってきた案件として取り上げたので、国民の当初の課題設定は国民の声でまさに選択肢を拡大すべきだということでテーマを設定させていただきました。その後、皆様方の御意見や経産省の回答というものがきている。そういったものも含めて、この分科会、WGとしてどういう改革の方向性を示すのかということ整理、御議論いただければよくて、きっかけが国民の声の要望であったと時系列的には受け止めていただければよろしいかと思います。

飯田委員 現実問題として、1つの電力会社管内に1つのメーター屋さんしかないという、今、不思議な現実がありますね。それはどうなんですか。

伊藤委員 電力会社が規格をつくって、その規格に合わせたものをつくっていますから、そうなっているのです。

それから、現状においては、パワーグリッドの中に電力メーターが入っているわけです。パワーグリッドというのは完全な規制対象分野でございますから、先ほど松村先生がおっしゃられましたお話というのは、実は次の規制緩和でそこをどうするかということによるのです。現時点の規制の法体系の中では、少なくとも計量と遠隔検針、開閉の分野についてはタッチできない分野なのです。これもまた松村先生がおっしゃったとおりで、電力会社はその先までやりたくないのです。だから、今回、大規模実施をやるようとしているところも、自分たちに関わりのある 30 分計量の分野だけしかやる気がないのです。

ところが、アメリカがやっているグーグルとかシスコ、国内でもいろんな通信業者とかソフト開発会社がやるようとしているのはもっと高度なメーター利用を考えていまして、それは実際のエネルギーマネージメントだけではなくて、いろんなセンサーを家庭内に配置して、それらの情報も全部ひっくるめてやりとりをして、いわゆるセキュリティーの分野まで活用しようと考えているわけです。それで重要になるのはインターフェースなのです。インターフェースを標準化して、標準化したインターフェースを開放していただかないとだめなのです。そのルール化さえすれば、恐らくこの問題については解決に至るのではないかと私は考えています。

山崎主査 アメリカで考えられているようなものと日本で考えられているソフトも含めたハードの部分というのは、どのくらい違いがあるんですか。

伊藤委員 電力会社が今年の大規模実証試験をやるようとしているのは、計量のタイミングは 30 分に 1 回ごとです。計量というか、実際の電気の使用量等を収集するというデータだけです。これを遠隔的に監視するとか、計量メーターの先につながっている各電気製品の使用状況を把握して、それを遠隔的に制御するということは、少なくとも今回の大規模実証試験の対象にはなっていません。

勿論、特区を使って検証するところは、その分野まで踏み込んだことをやるようとしているケースがあるのではないかと思いますし、計量メーターをつくっているメーター側の方々は多機能型のメーター、こういうものを計測できるようなものをつくるのは全く問題ないという発言をしていますし、ソフトウェアの開発会社側の方々はそれを有効利用したいと言っていますので、電力会社の考え方とそれ以外の方の考え方の間には相当温度差があります。

松村委員 現在の世界の流れからするとまだ固まっていなくて、エネルギーマネージメントをする機能も組み込んだヘビーなメーターをつくるということと、今の日本の電力会社がやるようしているように、分けたものをやるようしているという両方がある、どちらかが国際的に主流ということはない。したがって、日本が確実に孤立しているとかそういう状況ではない。山崎主査 日本は機能が盛りだくさんにあるけれども、それ以上にコストが高いという早稲田委員が心配されたようなことには留意する必要があります。

松村委員 今の日本の流れは軽いメーターを作る方向です。しかし機能が足りないのにコストが高い、という心配は勿論あります。

伊藤委員 海外の成功事例で、例えばイタリアというのはもう入っているわけですが、イタリアのスマートメータというのは極めてシンプルな単機能メーターです。双方向の通信機能が入

っているだけで、中で計量している情報等については極めて単機能なものだと思います。

柏木委員 かなり奥が深い話なんです。双方向でリアルタイムでやりとりをするわけですね。そうすると、逆にいえば、電力会社がそれをやろうとするとD S M (デマンド・サイド・マネジメント) の一環になります。今、少し落としてくれればいい電源を目いっぱい動かせる。そうすると、ある意味では電源の稼働状況までデマンドにリアルタイムで伝えることになりますね。

松村委員 双方向でリアルタイムというのは1つのやり方ですが、今、電力会社がやろうとしているスマートメータはそうではないと思います。

柏木委員 そこはまだやらないと言っているわけですね。例えば先の話をする、そこを開放するということは、第三者とか災害テロも入ってくるし、今度は電力会社の電源の稼働まで左右できるような格好になってしまう可能性がある。だから、そこは非常に慎重にやらなければいけないということを、今、私は言おうとしていたんです。

松村委員 そこはそういう問題があるから切り離してやりたいというのが電力事業者の主張だと思います。 柏木委員 だから、D S Mまでやりたくないということですね。それを今やろうとしているのかどうか、国民の声が何を言おうとしているのかということを知りたかったということです。

今度北九州はやるかもしれないのです。なぜかという、北九州は新日鉄の特定電気事業だからです。自分の持っている電源を目いっぱい動かしたいということでD S Mまで可能性がある。だから、この中では幾つかの実証がこれからやられますから、そういうものを見ながら実際に慎重に対応した方がいいというのが私の考えです。

松山事務局長 国民の声自体は、先ほど申し上げましたように、その背景にどういう組織でどういう思惑があるかということまではわかりかねます。

今、柏木委員がおっしゃったようなことも頭に置きながらやらなければいかぬということだと思います。

それでは、時間も大分経過してきましたので、あと2つ御審議いただきたいものがございます。次に進ませていただきます。次は国産木材の利用促進でございます。事務局から簡単に御説明いたします。

事務局 国産木材の利用促進についてということで、メインは大規模木造建築物に関する構造規制の緩和という を御議論いただきたいと思っておりますが、速水委員から追加でいただいております に関しましても、併せて検討いただきたいと思っております。ただ、 に関しましては、今、各省から意見を集約している最中ですので、今のところは想定される反論といえますか、慎重意見という形で記載をさせていただいております。

についての国土交通省の回答なんですけれども、建築基準法を改正して性能規定化をしましたということですので、耐火性能を確保すれば、木造建築も面積や高さの制限なく建築できるという回答です。

ですが、事業者の方も含めて御意見を伺いますと、耐火構造の仕様は周りを石膏ボードで固めるなど素材が生かせなかったり、中に鋼材を入れたりしてコストが高くなるといった問題があるのと、

個別に大臣認定を取るといったような方法を実際に通常の学校等に適用するには、余りにも天井を高く設計するといった特別な設計が必要になり、実績は0件という意見がありました。

そもそも学校等を木造建築にする場合には、面積は3,000㎡とか2階建以上は耐火構造とすべきという基準を満たさなければならないのですけれども、これを調べてみますと、昭和25年に建築基準法が制定されたときから3,000㎡という規定があります。その直前に3,200㎡の学校で火災があったのでというぐらいで、合理的な根拠はないというのがポイントだと考えています。

欧州等は時間耐火性能ということで、要は火災が終わるまで何時間耐えればいいですといったような基準ですべてが決まっていると聞いています。日本における準耐火構造の規定に近い考え方となっていますので、現行の耐火の考え方というのは木造には厳しい部分があるのではないかと思います。

したがって、共同住宅では3階建まで建築が可能ですので、まずそこまで緩和するといったこと。面積基準に関しましては、今、3,000㎡と3,000㎡の間を耐火構造という構造でつなぐと2棟とみなして6,000㎡までつくることができるという通知がありますので、それであればもう少し基準を広げるといったことができるのではないかと思いますので、検討をしてほしいということです。

もう一点、幼稚園については耐火構造でなければ2階建をつくってはいけないという基準があるのですが、こちらは文科省からまだ回答がきておりませんので、何とも言えないのですけれども、保育園が今2階建もつくれるような状況にありますので、そこは同じ設定にしてほしいということです。

続きまして、ざっと御説明しますが、鉄筋コンクリートと木造との併用構造についてです。

今500㎡以上の建築の場合、いわゆる構造計算という計算をしなければいけないのですけれども、それ自体を行うには剛性率の基準というものがあります。剛性率といいますのは、立面形状のバランスを個々に確認するというものです。この基準がいわゆる鉄筋の部分と木造の部分をそれぞれ平均値で確認することとなっていて、実態としては建築ができない。この辺は速水委員が一番詳しいと思うのですけれども、不可能ということであります。

一方で500㎡以下の場合には、特例として鉄筋部分を除いて木造の部分のみで検討すればいいということになっていますので、実態として建築できないものは検討すべきではないかということです。

最後は耐火構造の認定を得るための性能評価試験方法についてです。

これに関しましては、例えば1時間耐火性能という場合には、1時間ずっと炉の中で過熱をしまして、それが終わった後3倍、1時間の場合は3時間炉の中で放置する。その後その中がどうなのかという検討、評価をするという基準があるのですけれども、それは外壁の屋外側に関しても同様の基準になっています。屋外ですので、本来であれば外気にさらされる場所がありますので、こちらは同一の火災等の実態に合わせた形で検討してほしいという内容です。

以上です。

松山事務局長 いかがでございましょうか。

大上委員 この後がありまして、木造建築については成長戦略との観点もあるので、大々的に促

進する方向で緩和すべきではないかと私が国土交通省と議論しまして、今この回答からもう一つ踏み込んで、3,000 m²の木造を建てるあるいは準耐火構造を認める、そういうものの試験も含めて、今、鋭意検討していただいております。来週発表される規制緩和項目リストの中にはそのことも織り込まれる予定であります。

もう一つは、たまたま住宅都市分科会の座長をやっていた安さん、日建建設の副社長なんですが、彼のところで木材会館というものを建てたらしいのです。これは東京木材問屋協同組合です。3寸とか3.5寸の要は細い木材を可能な限り使って、現行の建築基準法のぎりぎりのところで建てた。ただ、そのときにいかに現行の建築基準法は不都合が多いかということが分かったので、その話も含めて大上さん是非見にこいということで、来週伺ってみて話を聞こうと思っています。事務局の方にも御案内しましたし、もし委員の方で御興味のある方がいれば一緒にどうでしょうか。これは新木場で1時間ぐらいで終わるらしいので、速水さんなどは是非御一緒にいかがでしょうか。

速水委員 ありがとうございます。いい建物です。外から見るとすごくきれいです。

今、大上先生からお話いただいたように、大分変わってくるのだらうと思います。最初に出たものに関しては、とにかく面積制限を取り払う。やはり高コストになったら、今の地方自治体は木造で建てられないのです。コスト競争力がある形になるような規則の改正というか、そこで安全性も確保できればいいという考え方でとらえればいいのではないかと思いました。個別の細かい技術論というのはここに書いてあるとおりです。

2番目のコンクリートの木の話、RC構造と木の話というのは結構細かい話なんですけれども、実は1階をコンクリートで作りまして、上に木の建物を乗せるような形になった場合、剛性を計算するときには平均値の中でその部分がどれだけの数字になるのかということになると、コンクリートは高いので一気に平均値の揺れ幅が小さくなってしまいうんです。それで今度木の部分は物すごい太い柱を使うとか、怪物みたいな建物をコンクリートの上に乗せないでだめだ。ところが、500 m²以下はいいんだというと、500 m²とそれ以上は一体何が違うのかという合理性がほとんどない議論なんです。

例えば斜面に家を建てるといった場合、斜面の部分はコンクリートでやろうというときに、上に木を使おうかという、またたく間に使えなくなる。全部適用されてしまう。地下室をつくるといった場合も同じです。

学校の場合、1階をコンクリートにしたいというのは、雪の積雪地帯との関係がございます。確かに全部木を使ってくださればいいんですけれども、メンテナンスのことを考えると、それは厳しいと思うときもございますので、そういうところは大いにこの影響があるのだらうと思っておりますので、問題だらう。

例えば軒高の話なども、何でこれは9mなんだ。実はこれは30尺なんです。そういうものばかりありまして、尺貫法で最後に丸めてしまって9mなんです。建築基準法というのはほとんどその世界なんです。勘弁してほしいと思うのですけれども。

一番最後にしましては、今、事務局から御説明をいただいたのですけれども、耐火試験をやるときに、終わった後に炉の中にやった時間の3倍だけ閉じ込めておきなさいというんですが、外壁をや

る場合にそれをやられると、外壁が非常に厚く、さまざまな中の物をいっぱいくっ付けないとだめなんです。そうすると、非常に重い建物になってしまう。重い建物イコール高くなる。あるいは基礎が大きくなるということでマイナス面が多いので、室内に関しては我慢するけれども、外壁に関しては耐火試験が終わったら外に出してしまっても、現実としては問題ないだろうというところなんです。これによって、少なくとも室内はしっかりしたものにしなければいけないけれども、外壁は少し軽い設計ができるということで、大分コストも変わってくると思います。

そんなところでございます。御検討いただければありがたいと思います。

伊藤委員 実は木材のお話を越えたもっと基本的なお話が1つございまして、日本のいろんなルールの中で材質規制というものがとても多いのです。これは現実に合わせておりません。これは明らかに物理特性に基づく性能規制にすべて入れ替えるべきものだとは私は考えております。これがあるがゆえに木材も勿論ですし、新素材が使えない。技術進化が適用できない分野が極めて多いんです。これは大もとの大前提として、材質規制という考え方を捨てる。あるいは材質規制をしているのであれば、材質規制をしている根拠を明確にすべて示すというところから入っていただくと、木材のお話は相当緩和が進むのではないかと思います。

有村委員 今の材質規制の話とはちょっとずれてしまうのですが、燃料電池の水素ステーションなどでもまさに材質規制のおかげで、性能的には問題がないのにネックになっていることがあると勉強させていただきましたので、ここで材質規制の問題を取り上げるということで、本当にほかの分野での波及効果というのは大きいのではないかと思います。

伊藤委員 これは多分すごく大きな波及効果があるので、この木材の中で材質規制について言及していただくことはとても有効だと思います。

大上委員 これは日本の規制に関するすべての基本思想がそうなのですか。

伊藤委員 はい。しかも、根拠のない規制なのです。先ほど何度も申し上げたのですが、事実上進化を阻む規制になっているのです。

澤委員 全然違う観点で恐縮ですが、国産木材の利用促進になっているんですけれども、この規制緩和をやると、輸入木材ではなくて国産木材が利用促進されるということなのですか。

私が気にしているのは、国産何とかというのはFTAとか貿易との関係が出てくるのです。別にこれを聞いていると国産であろうと輸入材であろうと、木造を増やすということであれば、外向きも考えるとタイトルが気になるというのがあります。

速水委員 多分これをやったからといって、特段国産材だけが有利になるものではないです。それは間違いない。私どもも国産材だけを無理やり有利にしてしまう制度みたいなものは今後もあり得ないだろう。ただ、基本的に党が国産材振興で倍以上の需要を喚起せよという御方針を立てられたので、あえてこれは国産材振興ということになったんだろうと思います。

草刈分科会長代理 澤さんがおっしゃることはごもっともです。どちらかというと、先ほどおっしゃった素材の問題だと思うのです。というのは、本当に国産材をもっと使うようにしようとする、コストを安くしないとだめです。あるいはいろんな意味での林業そのものの改革をしなければいけないわけです。だけれども、この議論はそういう議論とはちょっと違って、まずそういうものをつ

くって、その上であえて言うならば、国産の材質をもっとうまく活用しましょう。学校だけではなくて、いろんなところに有効活用できます。だから、そこは分けないと具合が悪いです。

ただ、私はよく分からないのだけれども、例えば飛行機でずっとアルミか何かでやっていたものが、今、新しい素材を使っています。ああいう話なんですか。

伊藤委員 あれは日本のルールではないです。飛行機の場合は国際ルールに基づいています。

草刈分科会長代理 日本の場合ということなんですね。

伊藤委員 日本の場合は材質規制がとても多いです。

草刈分科会長代理 わかりました。

伊藤委員 それから、もう一つ言わせていただきたいのは、用途規制の調整が必要だと思います。事務局の話の中に、保育園と幼稚園でルールが違ふとありましたが、これは論外です。実はこれに関わらず、老人福祉施設のいろんなところで火災とか事故が起きたことをきっかけに新しい制度がつくられるケースが多くて、どちらかというと、今までの制度の設計というのは厳しい方向に制度をつくっていくので、それが細分化されてしまっておかしなルールがつけられてしまっているという事情があります。

これは最初の議論と同じなのですが、用途規制をかけられているときには、なぜその用途規制がかけられているのかということ規制をかけた当局の方に御説明いただいて、その御説明に合理性がなければ排除するという整理ができます。恐らくこれは木材の使用範囲というものをかなり広げることができると思います。

草刈分科会長代理 今、幼稚園とか保育園とおっしゃったけれども、これが物すごく違うのです。こういう話は幾らでも転がっていて、子どもたちに食べさせるご飯がありますね。幼稚園は外から持ってきていいんです。だけれども、保育園はあれがなければだめとか、縦割り行政の問題がクローズアップされてくるという1つのきっかけにはなるのです。

大上委員 こういうものはパラダイムシフトの次にあるサブパラダイムシフトみたいなもので、いろんな分野を超えて共通的に取り上げていいテーマですね。思想をこういうふうに変えましょう。こういうものは分科会で全部抽出して出していったらよいのではないですか。

草刈分科会長代理 そのとおりだと思います。それをどんどん出していけばよいわけです。ただ、2か月で全部それをやれるかということにはまだいかならないと思うけれども、今おっしゃったような視点は非常に大事です。

松山事務局長 資料1のWGの検討の視点について、先ほどから、他のWGとも共通するような問題提起を伊藤委員からいただいていますけれども、分科会としての検討の視点を整理する方向に恐らくならないかと思いますが、そういうところに今のような視点を整理するのが適当だろうという感じがします。

飯田委員 国交省のところは、安全が損なわれるという1行だけなのです。

事務局 正式な回答がきていないので、そういう記載にさせて頂いております。

速水委員 ちなみに、火災で死んだ人の割合をいろんなもので事務局に調べてもらったのですが、やけどで死んだ人と一酸化炭素中毒などで死んだ人の率は、建物によつての差はほとんど

なかったのです。そういう意味では、木が燃えるからさっさと焼けて死んでしまうという状態ではない。

実は可燃性の家具の率というのが圧倒的に多いのです。だから、周りのものよりは可燃性の家具で死んでしまう方が最近が多いのではないかという分析ができます。

大上委員 木造住宅の制約の件は、大火になるからということで制限しているのです。ただ、最近、大火が発生しているかということ、ここ 20 年ぐらいないんです。

相澤委員 よく分からなくなってしまったのですけれども、資料 3「検討テーマの論点整理」のところで、再生可能エネルギーとスマートメータの普及促進、大規模木造建築とレアメタルとなっているので、今回のグリーンの中で出ているわけです。

委員から御指摘のあったように、大規模木造建築物に対する構造規制の緩和というのは国民の利便なり産業活性化にとって有効だろうと思えますけれども、国産木材の利用促進に直接つながらないのであれば、勿論間接的にはつながる面があるのだらうと思うのですが、この書き方はちょっと違うのではないかと感じましたので、その辺は御専門の先生方はどう考えられるのかということなんです。

それから、別のことなのですが、日本建築家協会の御意見の中で「ツーバイフォー工法等は木の素材を活かせない」と書いてあるのですが、これはどういう意味なのでしょう。

速水委員 ツーバイフォーというのは基本的に壁構造でございますので、多分これは肌に触れる部分とか、つまり外に木が出てくる部分は少ない。基本的に壁をつくって構造になる木が全部中に入ってしまうんです。それを外に出したいという希望が多分建築家の方が多いんです。つまり、デコレーティブな評価とストラクチャーとしての構造部分を木というのは両方持っているんだという観点からいうと、ツーバイフォーの場合はデコレーティブな部分は評価させにくい。そういうことで、素材を生かすにくいという表現が出ていると思います。

相澤委員 それは分かるのですが、環境なり木材の利用促進とどう関連するのかというのがちょっとわからないのです。

吉田参事官 事務局からよろしいでしょうか。先ほども質問が出たので御説明すると、一般論とすれば木材の促進なんですが、政策の組み立て方の 1 つのバリエーションとして、今日の資料の中で新しい法律、木材利用の促進というものが提出されていると書いてございますが、これは非常に民主党政権らしい項目でございます。

法目的に木材利用を通して林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備に寄与するという形で法律ができていまして、その中で木材の利用とはという定義規定が置かれてございます。この法律において、木材の利用とは建築基準法に規定する主要構造部その他の建築物の部分の建設材料として国内で生産された木材その他の木材を使用することをいうということで、政策の 1 つのやり方として森林が大事だ。そのために出口を整備する。そのために国内で生産された木材を使用する。こういう政策の組み立て方をしている事例というものも新しく出てきている。そういうことでございます。

相澤委員 国産木材の利用促進が政策目標だということはわかったんですが、それとこれがつながっていないという御指摘がありましたね。

大上委員 確かに今の時点ではそうなんですが、私どもが国土交通省にオーダーしているのは、今回は国産木材の利用促進にもつながるような規制改革を考えてくれということで、例えばサイズの小さい3寸とか3.5寸の材木をやると、間伐材とかそういうもので国内木材がかなり使われるようになるとか、そのたぐいの政策はもう一つパッケージとして、今、考えてもらっているのです。

相澤委員 素材の材質規制を外すべきだという御意見もあったのですけれども、それも含めて、基本的にはやはり価格の問題があるのだらうと思います。そうすると、価格に踏み込まない以上、直ちに木材利用の促進にはならない。また、そこで内外価格差を調整するようなやり方というのは果たしていいのかという問題が別途出てしまいますね。

速水委員 矛盾した答えを言わざるを得ないのですけれども、例えばスギの木というのは輸入材に比べても国内で手に入る最も安定して安い木材なのです。一番安いのです。そういう意味で、一斉に今スギの木材を使おうという動きがはじまっているわけです。こういう大型建築物に木材が使いやすくなれば、間違いなくスギの需要喚起になる。これは価格競争としてなっていくだろうという予想があります。

ただし、今、安いスギの値段で木材が売買されて、林業の振興がどうなるのかという議論は少し別の話なのです。マーケットが動かない限り、解決する方向性もつくることできないというのは事実でございますので、こういうものを含めてどんどん動き始めてもらって、特に小学生、十数年経ったら家を建てる可能性がある方々に木をしっかりと味わってもらっておくということがない限り、木を選択する機会がないという状態も起きていますので、是非ここはうまくやりたいと思っております。

伊藤委員 そもそも総需要を増やさないとどうしようもないのですね。

速水委員 そうです。

伊藤委員 今、総需要がどんどん減るように運用されているのでね。

速水委員 木を使わせない方向から、木を使っていただきやすい方向に変えるというのがまずは第一歩だろう。その中で、国産材の競争力をどうもたせるかというもう一つのステップが必要だということだと思えます。

澤委員 3,000 m²とか3階以上は耐火構造にするということについて、法律上に書いてありますか。

事務局 3,000 m²は法律です。

澤委員 書いてあるのですか。

事務局 はい。

大上委員 驚くことに書いてあるのです。

澤委員 法改正を求めないといけないわけですか。

事務局 そうなります。

速水委員 これが結構大変なんです。本当に古い法律なんです。

大上委員 ある程度の広さの建物を建てて実験しないと、やはりだめだと言っていました。来年は実験をやる。そのための予算を取りに行くという話でした。

相澤委員 耐火性ですか。

大上委員 耐火性です。

澤委員 今回得るべき結論というのは、面積基準を緩和する方向で合意し、検討を開始するということが十分なのですか。」これは法改正に向けての取組みを始めるということですか。

事務局 はい。ただ、現時点で現行の耐火性能の基準を緩和するというよりは、そこまではいかなくとも、まず面積という規定自体がどうなのかという議論から始めるというのがいいと思っています。

速水委員 木造が準耐火みたいな話でやればいいのですけれども、耐火と言われた途端に木というのは非常に厳しくなるのです。だから、耐火と準耐火の差というのは物すごく大きいということです。ヨーロッパやアメリカはすべて木造は日本でいう準耐火でOKだと言っていますが、日本では耐火だと言っているのです。それこそ耐える火ではなくて、大きな火、大火事があったという前提でやります。

有村委員 今、スギの話がされましたけれども、スギを伐採してスギ花粉を減らすような方向などにはいかないですか。今、日本でスギ花粉患者というのは多くて、これで発生している医療費というものもかなりあると思います。そういった意味では、そちらの対策としてスギを切るのもいいと思います。

速水委員 次に植えるスギを花粉の少ないスギにするというのは、1つの方法かと思います。

有村委員 そういった面からも是非国産材を使ってください。

松山事務局長 どうもありがとうございました。

本日はもう一つレアメタルのリサイクルの推進という議題を澤委員、伊藤委員から挙げていただいていますけれども、申し訳ございませんが、次回に回させていただきます。

政務官から特によろしいでしょうか。

田村政務官 はい。

松山事務局長 山崎主査はいかがでございますか。

山崎主査 先ほど土地・住宅のサブグループの方で3時から議論していきまして、ここでも共通の問題があるということはおわかりました。先ほど伊藤委員がおっしゃったように、もう少し素材規制から性能規定へシフトすることによって、随分日本のイノベーションが起こってくるのではないかと印象を持ちました。

以上です。

松山事務局長 次回でございますけれども、集中審議としまして4月29日の17時から3時間、本日御審議いただきました項目を含めまして、6月までに一定の結論を得るべき16項目につきまして対処方針を整理させていただきます。御審議をお願いいたします。詳細につきましては、また事務局から御連絡をさせていただきます。

それでは、本日はこれにて終了といたします。どうもありがとうございました。

